

建基法12条点検項目 (災害発生時に、落下・倒壊等により人的被害が懸念される屋根や外壁、天井等に関する調査・点検項目)

番号		国土交通省告示第282号における調査項目			区分
1 敷地及び地盤	(8)	擁壁		擁壁の劣化及び損傷の状況	⑪敷地・地盤
2 建築物の外部	(6)~(10)	外壁	躯体等	〇〇造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	⑧外部
	(11)	外壁	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況	⑧外部
	(12)	外壁	外装仕上げ材等	乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	⑧外部
	(13)	外壁	外装仕上げ材等	金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	⑧外部
	(14)	外壁	外装仕上げ材等	コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	⑧外部
	(15)	外壁	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	⑧外部
	(16)	外壁	窓サッシ等	はめ殺し窓のガラスの固定の状況	⑧外部
	(17)	外壁	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	⑧外部
	(18)	外壁	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	支持部分等の劣化及び損傷の状況	⑧外部
3 屋上及び屋根	(2)	屋上周り（屋上面を除く。）		パラペットの立ち上り面の劣化及び損傷の状況	⑦屋根・屋上
	(3)	屋上周り（屋上面を除く。）		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	⑦屋根・屋上
	(4)	屋上周り（屋上面を除く。）		金属笠木の劣化及び損傷の状況	⑦屋根・屋上
	(7)	屋根		屋根の劣化及び損傷の状況	⑦屋根・屋上
4 建築物の内部	(24)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	⑨天井
	(25)	天井	特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	⑨天井
	(34)	機器（照明器具、懸垂物等）		照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	⑨天井
	(6)~(10)	壁の室内に面する部分	躯体等	〇〇造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	⑩内部
	(12)	壁の室内に面する部分	1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る。）	部材の劣化及び損傷の状況	⑩内部
5 避難施設等	(8)	避難上有効なバルコニー		手すり等の劣化及び損傷の状況	⑫避難施設等
	(15)	階段	階段	階段各部の劣化及び損傷の状況	⑫避難施設等
	(25)	排煙設備等	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況	⑫避難施設等
6 その他	(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	⑬その他
	(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	⑬その他
	(7)	煙突	建築物に設ける煙突	付帯金物の劣化及び損傷の状況	⑬その他
	(8)	煙突	令第138条第1項第一号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況	⑬その他
	(9)	煙突	令第138条第1項第一号に掲げる煙突	付帯金物の劣化及び損傷の状況	⑬その他